



大義會本
東洋共三田日國
直ニ申スル

大義會金三十兩

美ノ野用サ
時今更打困チ
大義會金三十兩
直ニ申スル

二 足 燈

特 許 第 六 六 四 七 號

大 正 十 年 六 月 十 八 日

大 阪 府 知 事 池 松 時 和

内務大臣 赤次竹二郎殿
海軍大臣 加藤友三郎殿
警視總監 岡 喜之郎殿
兵庫縣知事 有吉忠一殿
大阪地方裁判所 換事云殿
京都府知事 岡 潤太郎殿

大 阪 府 知 事 池 松 時 和
所 務 勸 諭 議 二
一 第 四 十 報

一 前 報 前 報 芳 造 方 々 襲 ヒ タ ル 職 工 ノ 一 團 ハ 其 後 依 然
附 道 ニ 集 團 シ 其 方 向 ヲ 知 ル ニ 由 ナ キ ノ 情 況 ナ リ シ カ
警 戒 戒 負 之 於 テ 之 ヲ 回 散 ヲ シ メ タ リ 其 後 主 ナ ル 者 ハ 除 々
ニ 朝 日 俱 樂 部 ニ 参 集 セ ル 元 午 後 十 二 時 頃 散 會
セ リ
二 既 報 前 報 芳 造 方 々 襲 ヒ タ ル 一 隊 ハ 投 石 ノ 為 ノ 会 衆